

令和5年度及び令和6年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業  
操業承認事務取扱要領

1 申請書の提出

- (1) 操業承認申請書は、第1号様式により2部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目1-1 青森県庁内）に提出すること。
- (2) 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

2 承認等の通知

委員会が承認したときは、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を經由して通知する。

3 承認証の交付

委員会が承認したときは、第2号様式による承認証をその者の所属する漁業協同組合を經由し、申請者又は操業責任者に交付する。

4 標識の様式

船体に表示する標識は、第3号様式のとおりとする。

5 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、第4号様式によるほか、その手続については1から3までの規定を準用する。

6 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第5号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については1から3までの規定を準用する。

7 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、毎年度操業終了後30日以内に、ふぐはえなわ漁業漁獲成績報告書（第6号様式）を、委員会事務局に提出しなければならない。

この場合において、その者が所属する漁業協同組合において一括して取りまとめの上、提出するものとする。



第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

住 所

氏名又は名称

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号	
操業区域	青森県西津軽郡鰺作埼灯台中心点の正西線以北かつ北津軽郡権現埼南灯台中心点の正西線以南の日本海沖合海域 ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。	
操業期間	10月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、10月1日から同月14日までの期間内は操業してはならない。	
根拠地港		
船 舶	船 名	
	漁船登録番号	AM-
	総 ト ン 数	トン
	推進機関の種類 及び馬力数	馬力
承認の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
令和 年 月 日  青森県西部海区漁業調整委員会長 印		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式

青海認ふぐなわ第 号

注 1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。

注 2 文字は黒色とする。

第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

令和 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

ふぐはえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式

ふぐはえなわ漁業漁獲成績報告書

令和 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号  
2 船名及び登録番号 丸 AM -  
3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	トラフグ		その他のフグ		その他	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
		kg	千円	kg	千円	kg	千円
合計							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。